

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害児通所支援給付費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、障害児通所支援給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所支援給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給申請の受理 2. 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定 3. 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定の変更の申請の受理 4. 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定の変更の決定 5. 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理 6. 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給 7. 肢体不自由児通所医療費の支給 8. 高額障害児通所給付費の支給申請の受理 9. 高額障害児通所給付費の支給 <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番9の規定により、以下のために個人番号を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ②児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付費決定の変更に関する事務 ③児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	福祉保健総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の11、15、20、145、155の項(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の14、15、16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局 障害福祉課
②所長等の役職名	福祉健康局障害福祉課長

②所属長の役職名	福祉健康局障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局障害福祉課 電話 076-220-2289
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・ 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 4. 情報提供ネットワークシステム 表紙(公表日)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあらず
令和1年6月28日	関連情報	・福祉局障害福祉課長 岩野 常樹	・福祉局障害福祉課長	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあらず
令和1年6月28日	しきい値判断項目 1	2015/4/1	・平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目 2	2015/4/1	・平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新設	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉局 障害福祉課	福祉健康局 障害福祉課	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉局障害福祉課長	福祉健康局障害福祉課長	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	福祉局障害福祉課 電話 076-220-2289	福祉健康局障害福祉課 電話 076-220-2289	事後	
令和3年6月28日	IV リスク対策 8. 監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第9条第1項 別表第1の9の項	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の8、11、16、56の2、108、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の10、11、12の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、13、18、72、142、151の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の12、13、14の項	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉保健総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、番号連携システム	福祉保健総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年1月14日	しきい値判断項目 1	・平成31年4月1日	・令和6年7月1日	事前	
令和7年1月14日	しきい値判断項目 2	・平成31年4月1日	・令和6年7月1日	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・番号法別表第2	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、13、18、72、142、151の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の12、13、14の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の11、15、20、145、155の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の14、15、16の項	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新設	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		新設	事前	